



島根県報

平成22年3月30日（火）

号外第54号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する（情報政策課） 2
条例施行規則の一部を改正する規則

公布された条例等のあらまし

◇島根県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則
(規則第25号)

1 規則の概要

- (1) 食品衛生法施行条例の規定による原材料又は製品の品質、表示、衛生状態等に関して行う点検の記録について、民間事業者等が、書面の保存等に代えて電磁的記録による保存等を行うことができることとした。(別表第2関係)
- (2) 島根県産業廃棄物減量税条例の施行に伴う規定の整理(別表第1・別表第2関係)
- (3) その他規定の整理

2 施行期日

平成22年4月1日から施行することとした。

規 則

島根県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第25号

島根県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

島根県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則(平成17年島根県規則第113号)の一部を次のように改正する。

別表第1 島根県県税条例施行規則(昭和51年島根県規則第16号)の項中「第100条」を「第74条」に改め、同表島根県産業廃棄物減量税条例(平成16年島根県条例第34号)の項中「島根県産業廃棄物減量税条例(平成16年島根県条例第34号)」を「島根県産業廃棄物減量税条例(平成21年島根県条例第58号)」に改め、同項の次に次のように加える。

旧島根県産業廃棄物減量税条例(平成16年島根県条例第34号)附則第6項の規定によりなおその効力を有することとされる同条例	第19条第1項
--	---------

別表第1 知的障害者福祉法施行細則(昭和38年島根県規則第2号)の項及び同表身体障害者福祉法施行細則(昭和34年島根県規則第17号)の項を削る。

別表第2 島根県県税条例施行規則(昭和51年島根県規則第16号)の項中「第100条」を「第74条」に改め、同表島根県産業廃棄物減量税条例(平成16年島根県条例第34号)の項中「島根県産業廃棄物減量税条例(平成16年島根県条例第34号)」を「島根県産業廃棄物減量税条例(平成21年島根県条例第58号)」に改め、同項の次に次のように加える。

旧島根県産業廃棄物減量税条例(平成16年島根県条例第34号)附則第6項の規定によりなおその効力を有することとされる同条例	第19条第1項
--	---------

別表第2 知的障害者福祉法施行細則(昭和38年島根県規則第2号)の項及び同表身体障害者福祉法施行細則(昭和34年島根県規則第17号)の項を削り、同表食品衛生法施行条例(平成11年島根県条例第51号)の項中「別表第1の第1の」の次に「1の(5)のア及び」を加える。

附 則

この規則は、平成22年 4 月 1 日から施行する。